

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立第五小学校

校長氏名 西村 実 公 印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標 健康で 明るい子

◎自ら学び 考えを深める子

思いやりをもち 助け合う子

- (1) 個々の児童が自立をめざし、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善、克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う。
- (2) 児童の実態に即した指導を実施し、児童の自己理解と自己肯定感の向上をめざす。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 児童一人ひとりの障害の程度や発達段階を踏まえ、保護者、担任、巡回指導教員、関係機関等が連携し、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成・活用するとともに、指導内容について定期的に評価・改善していく。
- (2) 児童の発達段階や特性の状態に応じて、個別指導と小集団指導を適切に組み合わせる。
- (3) 特別支援教室専門員及び巡回指導教員との連絡・調整を効果的に行い、併せて巡回相談心理士等による指導・助言、支援の活用を効果的に行い、特別支援教室の円滑な運営を行う。

3 指導の重点

- (1) 児童の抱える課題の背景や要因等を明らかにするとともに、在籍する学級の状況や他の児童との人間関係等を十分に把握し、児童一人ひとりの困難に応じた自立活動を実施する。
- (2) 心理的、情動的な安定を図り、感情や行動を状況に応じてコントロールできるように支援し、集団活動に参加するための技能・態度を養う。
- (3) 教科の内容を取り扱う指導については、適切に身に付けるべき内容について、自立活動と関連付け、障害の特性に応じた指導を行う。

4 その他の配慮事項

- (1) 巡回校、保護者、医療及び専門機関、地域社会との連携を図り、充実した指導を図る。
- (2) 児童の実態を踏まえ、巡回指導教員及び保護者との連携を密に図り、校内委員会を活用して指導内容等の見直しを図る。
- (3) 1日の時程は、小集団指導と個別指導の2時間を基本とし、児童の実態に合わせて教材を工夫する。